



介護の基本

『介護の現状』と『自立』

1. 介護の現状

◎ 日本では非常に高齢化が進んでいる

- 。人口のうち65歳以上の比率『高齢化率』によって社会がどれだけ高齢化が進行しているか？を示す指標がある

高齢化率	<u>7%以上</u>	<u>高齢化社会</u>
高齢化率	<u>14%以上</u> ⇒	<u>高齢社会</u>
高齢化率	<u>21%以上</u> ⇒	<u>超高齢社会</u>

日本は	✍	
・	1970年に高齢化社会	
・	1994年に高齢社会	
・	2007年に超高齢社会	

となっている

- 。日本において、介護を行う中心人物は『高齢の女性』が最も多い

背景

✓ 世帯構造の変化

✓ 女性の社会進出が進んでいること

が影響している

世帯構造の変化

✓ 三世代世帯が減少し、独身世帯、夫婦のみ世帯が増えている

✓ 実際に65歳以上の者がいる世帯構造は2018年現在で

① 夫婦のみ世帯：32.3%

② 単独世帯：27.4%

③ 親と未婚の子のみの世帯：20.5%

④ 三世代世帯：10%



介護が必要となった方と同居している介護者の続柄で多いのは『配偶者』『子』『子の配偶者』

◎ 高齢者の収入

- ・ 公的年金や恩給 ⇨ 61.1%
- ・ 稼働所得 ⇨ 25.4% を占めています



稼働所得とは、働いて得る収入のこと

年金だけでは暮らしていけないということがわかります

➡ 経済的な負担を感じていることは

① 食費、光熱水費 ② 保険・医療関係の費用 ③ 住居費 の順

◎ 障害がある方の収入

☑ 労働に当たって、様々な制度がある

➡ 『障害者雇用促進法』

『障害者雇用率制度』⇨ 事業主は、労働者の人数に即して、
一定の障害者の雇用を義務付ける

『障害者差別解消法』⇨ 募集・採用・賃金などの待遇面において
不当な差別的取り扱い NG！

障害の特性に配慮した措置の提供が義務です

☑ 年金や給付金

➡ 障害によって働けないという方がいる場合、いろいろな年金や給付金がある

障害基礎年金	条件 障害の原因となった初診日に、国民年金の被保険者であること 概要 ・ 障害等級は1、2級があり、支給額が異なる ・ 20歳未満で障害がある人は、 20歳時点での障害の等級に該当すれば需給が可能 ・ 18歳未満の子供の人数に応じて加算がある ・ 生活保護の収入認定に含まれる
障害厚生年金	条件 障害の原因となった初診日に、厚生年金の被保険者であること 概要 ・ 障害等級は1～3級 ・ 初診日から5年以内に直り、一定の障害がある場合であって、 治った日から5年以内に請求することで、障害手当金が支給される
特別障害給付金	対象 国民年金が任意加入だった時期に障害者となり、 障害基礎年金などを受給していない人
特別児童扶養手当	対象 障害児の父母や養育者
障害児福祉手当	対象 常時の介護を必要とする在宅の重度障害児
特別障害者手当	対象 常時の介護を必要とする在宅の20歳以上の方

2. 尊厳を支える介護

重要な概念

☑ QOL(クオリティ・オブ・ライフ)

- 生活の質や人生の質とも和訳されるもの
- “人間らしく満足しているか”を評価する概念
- 元は ADL、IADL から発達したもの

☑ ADL(アクティビティズ・オブ・デイリー・リビング)

- 日常生活動作と和訳される
- 立ったり座ったりといった、基本的な動作能力を示す

☑ IADL(インストルメンタル・アクティビティ・オブ・デイリー・リビング)

- 基本的動作をもとに
“掃除や洗濯、料理などより複雑な動作ができるか”を示す



これら ADL、IADL を更に向上させて、“幸せか?” “満たされているか?” といったところまで踏み込んだものが QOL

☑ ノーマライゼーション

- 障害がある方も・ない方も、
「出来るだけ住み慣れた地域で分け隔てなく暮らしていこう」という考え方
- デンマークの知的障害者施設の入所者で、
処遇改善運動をしていた人が提唱した考え方

☑ バリアフリー

- ノーマライゼーションの理念を実現するための施策
- 障害のある人が、“障害を理由とした差別を受けない・受けたと感じないように障壁(バリア)をなくそう!” という意味がある
- 障壁となるのは、知識不足や偏見といった心理面の問題、資格や採用などの制度面の問題、点字サービスの不足などの情報面の問題なども含まれてくる

3. 自立に向けた介護

☑ 自立支援介護

- 自立支援は「利用者の自己選択・自己決定を尊重しよう」という考え方
- 利用者が表に出していない意欲や力をサポートすることや環境整備をして意欲を引き出すことが介護職の仕事

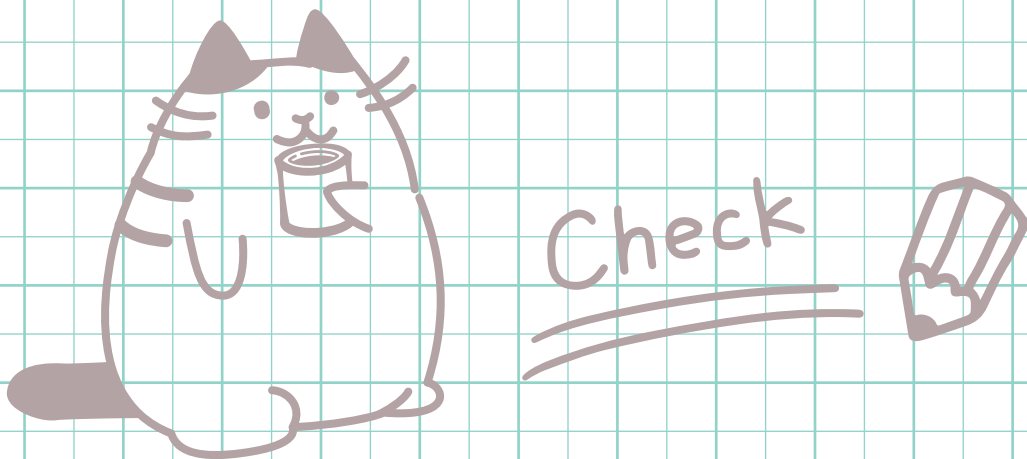


このアプローチは『エンパワメント・アプローチ』とも言われる

- 個別ケアが重要な考え方
- 人の価値観、それぞれの身体に抱える問題はそれぞれなので、その人に適した介護技術や生活支援が重要となってくる

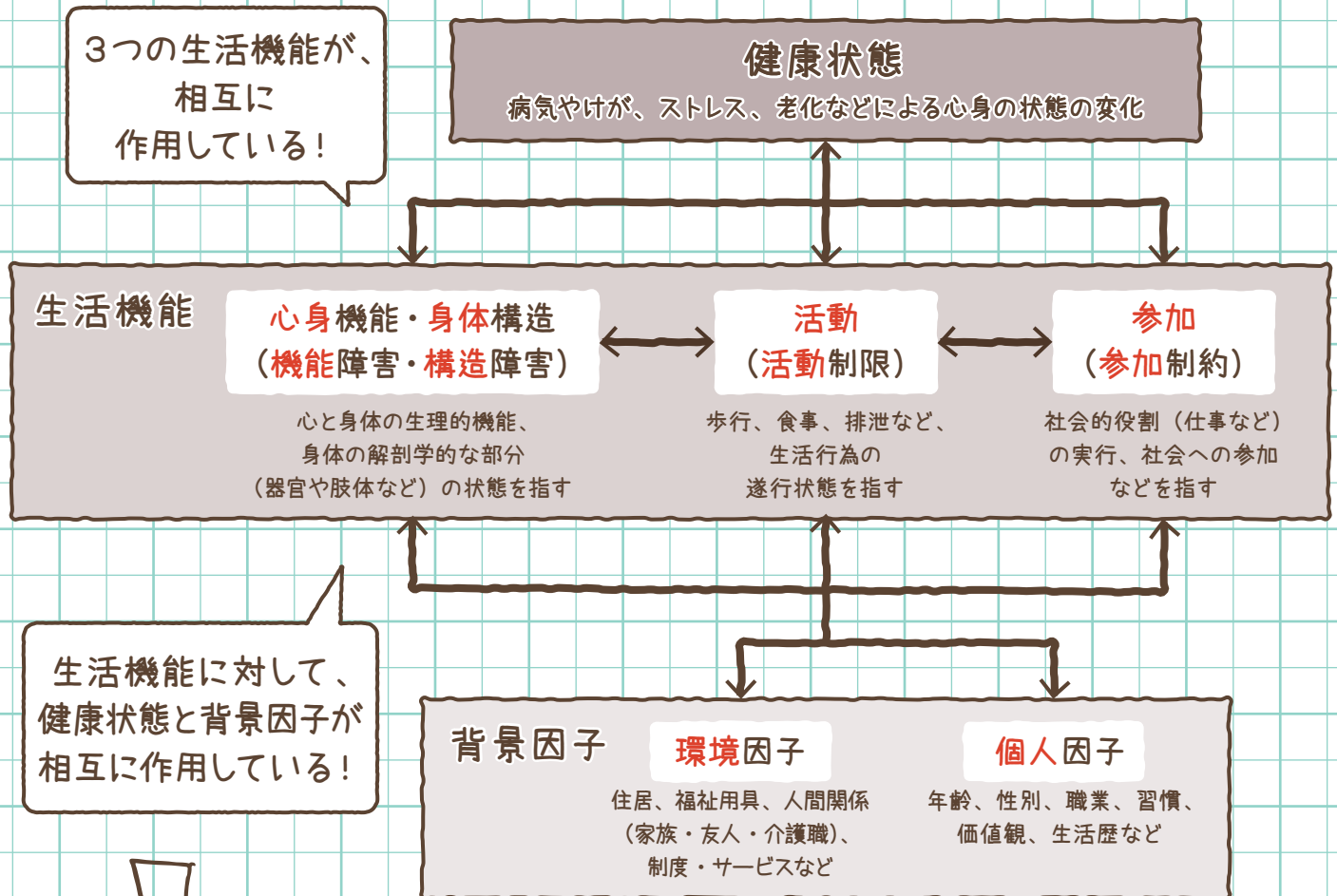
☑ ICDH

- 『国際障害分類』と呼ばれるもの
- 疾病によってもたらされる社会的不利に着目して分類するもの



☑ ICF

- ICIDH が“障害という負の側面にのみ着目”したが、生活機能というプラスの側面にも着目したもの
- 3つの生活機能の間で相互作用があり、生活機能に対して、健康状態と背景因子がそれぞれ作用しあっているということで利用者の状態を分類している



使い方

利用者の状態をこの図に入れ込んでいき、「どう対応すれば生活機能に対する制限を緩和できるか」を考える

(例) 下半身まひで歩けず、階段を登れないので、神社にお参りができない

- ・ 下半身が動かない ⇨ 機能障害・構造障害
- ・ 階段を登れない ⇨ 活動制限
- ・ 神社に行けない ⇨ 参加制約



こうした制約や制限がある方に対して、福祉用具や、神社側の整備といった環境因子の働きで、階段を登れなくても問題ない、となれば制限が解除されていきます!

演習過去問題

下記の文を読んで、問題 1, 2 について答えなさい

[事 例]

Eさん(67歳、女性、要介護3)は1年前、くも膜下出血で倒れて、左片麻痺、体感機能の低下が残った。排せつ訓練を目的として介護老人保健施設に入所した。

入所時のEさんは、不自由でも右手でベッド柵を掴んで起き上がることやベッドの端に座ることはできたが、立位保持はできなかった。おむつを着用しているが、「おむつは嫌」と自分の気持ちを訴えていた。医師は着脱と服行為には介助が必要だが、車椅子から便座に座ることは可能であると判断した。F介護福祉職はアセスメントを行い、本人の思いを考慮して介護計画の短期目標を、「車いすから便座に移り排せつする」と設定して、評価日は1か月後とした。理学療法士と連携して、トイレで以上のための立位訓練を始めた。

問題 1 ICF に基づいて情報を分類する場合、Eさんの能力に該当するものとして、適切なものを一つ選びなさい

- 1 右手でベッド柵を握る動作
- 2 ベッド上での座位の保持
- 3 手すりを使つての立位の保持
- 4 「おむつは嫌」という気持ちの表出
- 5 車椅子から便座への移乗

問題 2 2週間が過ぎたころ、思うような成果が出なくて、Eさんは嫌気がさしてきた。複数の介護福祉職からEさんの訓練拒否が報告されるようになった。F介護福祉職がEさんに理由を尋ねると、「あまり人の世話になりたくない。みんなに迷惑がかかるのでおむつのままでいいわ」といった。Eさんのニーズとして、最も適切なものを一つ選びなさい

- 1 移乗訓練をやめること
- 2 トイレで排せつができること
- 3 左片麻痺をなくすこと
- 4 オムツに戻すこと
- 5 早く家に帰ること

問題 1

正解は 5。

ICF における「活動」は「生活上の目的を持ち、一連の動作からなる具体的な行為」です。

そのため、1, 2, 4 は一連の動作ではないので、NG。

4 に限っては、E さんはできなかったとの記述があるため NG。

問題 2

正解は 2。

確かに言葉では「おむつのままでいいわ」としているが、「人の世話になりたくない」という問題があるためです。E さんは「おむつは嫌」と自分の気持ちを訴えており、医師も「車いすから便座への移乗は可能」としています。

介護計画の目標からも E さんのニーズは「トイレで排せつができること」であるということがわかります。